

解 説

老川慶喜・須永徳武・幸野保典

東京商工会議所経済資料センターが所蔵する「全国商工会議所関係資料」のうち、「東京商工会議所関係資料」（第Ⅰ期）、「東アジア日本人商工会議所関係資料」（第Ⅱ期）についてはすでに刊行をみており、前者については石井寛治、後者については木村健二・柳沢遊による適確な解説が付されている。本資料は、それらに次ぐもので、東京商工会議所が所蔵する「全国商工会議所関係資料」のうち、「国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料」を刊行するものである¹。ただし、本資料には東京大学経済学部図書館、川越市立博物館など、東京商工会議所経済資料センター以外の諸機関が所蔵するものも含まれている。

表 1 本資料に収録された商工会議所一覧

地域	商 工 会 議 所 名
北海道	箱館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路
東北	青森、弘前、盛岡、釜石、仙台、秋田、山形、酒田、鶴岡、福島、郡山
関東	水戸、栃木、宇都宮、高崎、前橋、桐生、川越、川口、熊谷、浦和、八王子、横浜、横須賀、川崎
甲信越	甲府、上田、長野、松本、新潟、長岡、直江津、高田
北陸	富山、高岡、金沢、小松、福井、敦賀
東海	静岡、浜松、沼津、清水、名古屋、岡崎、豊橋、知多、半田、一宮、四日市、津、宇治山田、岐阜、大垣
近畿	大津、彦根、京都、大阪、堺、布施、神戸、姫路、明石、尼崎、和歌山
中国	岡山、倉敷、津山、広島、尾道、呉、福山、下関、宇部鳥取、米子、松江
四国	徳島、高松、坂出、松山、今治、八幡山、宇和島、高知
九州	博多、久留米、門司、小倉、戸畑、若松、八幡、大牟田、飯塚、直方、佐賀、長崎、佐世保、熊本、別府、大分、中津、都城、宮崎、鹿児島、那覇

本資料には、国内各地の商工会議所や日本商工会議所が刊行した「報告」「年報」「所報」「時報」「商工月報」「調査彙報」などの逐次刊行物や調査報告、「商工人名録」および各種の経済統計などが収録されている。収録した商工会議所の数は、表 1 のように全国 111 に及んでいる。すべての商工会議所の関係資料を網羅しているとはいえないが、かなりの数に及んでいることは確かである。また、国内各地商工会議所は、全国商工会議所連合会に参加するだけでなく、北本州商工会議所連合会、関東商工会議所連合会、中国四国商工会議所連合会など、地方商工会議所連合会を組織している。本資料には、こうした地方商

¹ 周知のように、商工会議所は 1927 年 4 月の「商工会議所法」の公布によって、それまでの商業会議所が組織替えしたものである。しかし、ここでは単に資料を示す場合には、とくに必要のない限り商工会議所という名称を用いることにする。

工会議所連合会が作成した資料も収録されている。

前述のように、商工会議所全般については、すでに石井寛治が「東京商工会議所関係資料」の解説で詳しく論じているので、ここでは各地商工会議所の概要を論じた上で、とくに「商工会議所の情報機能」「税と商工会議所」について詳論することにした。(老川慶喜)

1. 各地商工会議所の概要

商業会議所は、1890（明治23）年に制定された「商業会議所条例」にもとづいて、市町村を区域として全国各地に設立された異業種間の経済団体である。ただし、博多・小樽・堺・四日市・阿波・松江・知多・岡崎・豊橋・浜松などの商業会議所のように、複数の市町村を区域とする商業会議所も設立されている。なお、東京や大阪では1878年から商法会議所、商工会などが設立されていたが、それらは実業家有志の任意加入による私設団体であった。それに対し商業会議所は、一定額以上の所得税（営業税）を納める区域内の工商业者によって選挙された会員で構成される公的法人であった。商業会議所には法人企業も参加できることになっていたが曖昧であったため、1895年の条例改正で参加有資格者の範囲と会員の選挙権・被選挙権の明確化がはかられた。

商業会議所の公的性格は、1902年の「商業会議所法」の制定によって選挙権者の範囲の拡大、経費強制徴集制の導入などによって強化された。しかし、政府が日露戦争遂行のため、織物消費税、通行税、塩専売などの増税を画策すると、商業会議所は激しい廃税運動を展開した。政府は、増税路線を継続するとともに、1909年に商業会議所法第33条を改正し、商業会議所から経費の強制徴収権を奪い、強制加入の仕組みをなくそうとした。これによって経費を滞納する者が増加し、多くの商業会議所の存立が危ぶまれるようになった。商業会議所法の改正は、まさに「商業会議所撲滅法」であったのである²。しかし、商業会議所法は1916年に再改正され、商業会議所の強制的な経費徴収権が復活し、1922（大正11）年までに64の商業会議所が設立された³。

ところで、商業会議所には地域の商工業を発展させる方策を考えたり、異業種間の利害を調整したりする方法を考える機能があった。また、商工業者の利益を中央政府や地方政府に反映させるよう働きかける、いわば「圧力団体」としての機能もあった。商業会議所

² 戸田海市「商業会議所の存立」(『経済学商業学国民経済雑誌』第12巻第1号、1912年1月)

³ 老川慶喜「川越商工会議所資料と川越商業会議所の概要」(『立教経済学研究』第72巻第1号、9頁)。

は、インフラの整備や法律規則の制定・改正・廃止を要求し、官公庁や議会に建議や請願を繰り返したのである。そして、中央政府や地方政府の商工政策を補完する「政策機関」としての機能も重要であった。これには、商工業に関する調査、諸統計の整備、通商情報の報知、取引先の紹介、商業施設の管理、商工業に関する紛議の仲裁、商品の産地価格の証明、経営指導、検定試験の実施などの諸活動が含まれる⁴。

表 2 1900 年の商業会議所一覧

	名称	区域	1カ年経費 (円)	会員定数 (人)	選挙人 (人)	被選挙人 (人)		名称	区域	2カ年経費 (円)	会員定数 (人)	選挙人 (人)	被選挙人 (人)
1	東京	東京市	41,323	50	3,143	2,084	29	富山	富山市	1,177	30	376	194
2	大阪	大阪市	38,399	50	2,093	1,204	30	津	津市	1,059	19	358	108
3	京都	京都市	17,555	40	6,487	2,365	31	尾道	尾道市	989	20	401	148
4	神戸	神戸市	10,106	40	1,066	597	32	高岡	高岡市	985	29	321	199
5	横浜	横浜市	9,097	40	367	207	33	桑名	桑名町	926	24	292	51
6	名古屋	名古屋市	8,966	34	3,634	1,283	34	知多	半田町ほか19か町村	881	30	474	217
7	長崎	長崎市	6,083	30	624	438	35	宇都宮	宇都宮市	869	29	370	211
8	函館	函館市	5,725	35	1,445	206	36	伏見	伏見町	829	25	218	99
9	博多	博多市ほか3か町村	5,367	30	785	296	37	酒田	酒田市	810	19	141	63
10	小樽	小樽区のうち36か村	4,807	25	609	280	38	水戸	水戸市	758	29	465	109
11	岡山	岡山市	3,648	30	417	3,648	39	山形	山形市	596	25	498	241
12	金沢	金沢市	3,349	28	1,018	496	40	高崎	高崎市	562	30	562	193
13	広島	広島市	3,120	29	1,378	581	41	岡崎	岡崎町ほか4か町村	473	30	345	82
14	高知	高知市ほか5か町村	3,059	36	514	206	42	川越	川越町	472	30	262	102
15	赤間関	赤間関市	2,754	29	629	240	43	前橋	前橋市	411	35	575	203
16	堺	堺市ほか3か村	2,654	30	396	234	44	八王子	八王子町	367	30	187	109
17	四日市	四日市市ほか1か村	2,486	30	243	141	45	松山	松山市	367	25	358	169
18	静岡	静岡市	2,421	29	678	349	46	直江津	直江津町	359	29	186	58
19	熊本	熊本市	2,335	39	778	248	47	太田	太田町	350	20	143	79
20	阿波	徳島市ほか46か村	2,250	45	1,107	685	48	湊	湊町	321	25	194	72
21	福井	福井市	1,770	30	493	836	49	大垣	大垣町	312	28	194	79
22	新潟	新潟市	1,736	30	500	263	50	豊橋	豊橋町ほか6か町村	307	30	432	160
23	仙台	仙台市	1,724	28	472	203	51	上田	上田町	284	30	347	284
24	久留米	久留米市	1,572	23	306	131	52	栃木	栃木町	257	30	281	87
25	和歌山	和歌山市	1,388	27	520	224	53	大津	大津市	237	25	371	116
26	松江	松江市ほか2か町村	1,367	30	293	140	54	浜松	浜松町ほか5か町村	210	35	529	151
27	佐賀	佐賀市	1,336	30	122	133	55	長野	長野市	*	30	429	215
28	青森	青森市	1,236	30	384	114	56	石岡	石岡町	*	*	323	205

出典：内閣府統計局編『日本帝国統計年鑑』第20回、1901年。

注：*は不明。

商業会議所のこれらの機能に注目し、商業会議所に関しては長い研究史があるが、木村晴壽や石井寛治が指摘するように、東京・大阪・京都などの大都市以外の各地商業会議所の研究はそれほど進んでおらず、とりわけ地方商業会議所に関する研究の蓄積は乏しい⁵。

⁴ 平野隆「戦前期地方商業会議所の組織と情報活動—小樽商業会議所の事例—」(『三田商学研究』第51巻第6号、2009年2月、121～123頁)。

⁵ 木村晴壽「戦前日本の商業会議所立法—商業会議所法の制定・改正・再改正—」(『松本大学研究紀要』7、2009年1月、2頁)、石井寛治『資本主義日本の地域構造』東京大学出版会、2018年、188頁。

表2は、1900年における商業会議所の年間経費、会員定数、選挙人・被選挙人の数を示したものであるが、東京・大阪・京都・神戸などのように年間経費が1万円を超える大都市の商業会議所がある一方で、年間経費が1000円にも満たない地方都市の商業会議所が28も存在している。これは商業会議所総数の46.4%に相当し、決して無視できる数ではない。こうした商業会議所の実態を把握して、はじめて近代日本における商業会議所の役割を把握できるのである。

その後、1927（昭和2）年には、法人企業が経済主体の過半を占め、各業種の利害が多様化したという現実に合わせて「商工会議所法」が公布され、28年に商業会議所は商工会議所に改組された⁶。商工会議所についても、地方の各地商工会議所についての本格的な研究は乏しい。

（老川慶喜）

2. 商工会議所の情報機能

地域経済の中核として商工会議所はさまざまな活動を行っていた。そうした活動の一つに、国内・海外の産業や市況情報を収集し、地域の商工業者に伝播する情報活動があった。特に狭隘な国内市場による制約から海外市場進出を志向した日本各地の地域商工業者にとって、地域産業の現状に即応して海外経済情報を提供する商工会議所の情報活動は重要な情報チャンネルの一つであった。他方で、アジアを中心に海外各地に進出した日本人商工業者にとっても、日本各地の地域商工業者を基盤とする商工会議所は、内地市場へのアクセスや商取引拡大のための重要なチャンネルであった。

一般に情報の価値は市場の不完全性に依存し、不完全な情報偏在の水準により価値が決定されると考えられる。こうした情報財の価値という観点からみれば、商工会議所の提供する情報は地域に共有された二次情報であり、価値が高い情報とは言えないが、反面で情報入手コストが低廉という特質を有した。大企業と異なり、高価値な海外情報を調達コストの制約から独自に入手し得ない地域の中小商工業者にとって、情報価値の低い共有二次情報であっても商工会議所を通じて低コストで入手し得ることは大きなメリットであった。言い換えれば、商工会議所の情報活動や情報財の特性は、地域中小商工業者の特性に規定されたものであった。

商工会議所の情報調達ルートは、他の情報媒体からの二次情報受容と独自調査に大別す

⁶ 宮本又郎「戦前日本における財界団体の展開」（猪木武・高木保興編著『アジアの経済発展 ASEAN、NIEs, 日本』同文館、1993年、158頁）。

ることができる。また、その情報発信媒体として「月報」などの逐次刊行物が重要な役割を果たした。例えば、貿易が拡大、多様化した第一次大戦期（1913年～1920年）の東京商業会議所「月報」、名古屋商業会議所「月報」、大阪商業会議所「貿易通報」記事で確認すると、各誌平均して全体の20%～30%のスペースを海外経済情報の掲載に当てている。東商「月報」の「時報」欄における海外経済情報のシェアは、最大が1916年の53.3%、最低が1915年の44.8%で、平均すると49.9%になり、「時報」記事のほぼ半数は海外経済情報であった。これらが大都市部の商工会議所であった点を勘案する必要はあるが、地方を含め商工会議所が海外経済情報を積極的に地域商工業者に向け発信していたことを確認できる。こうした情報は他媒体からの転載情報が中心で、東商「時報」欄では、領事報告など外務省系列が57%、臨時海外派遣官や海外実業練習生報告など農商務省系列が13%であった。これ以外では在外経済団体や海外紙誌など多様な媒体を確認できる。換言すれば、商工会議所情報のソースは官制情報への依存度が高かったが、同時に多様な情報媒体からの受容も行われていたといえる。さらに独自調査としては調査団や視察員の海外派遣による市況調査が行われ、調査情報は講演会や「月報」を通じて地域商工業者にフィードバックされていた。また、訪日した実業視察団などを招聘した講演会や懇談会が開催され、第一次大戦期には新たな輸出市場として注目された東南アジア、中南米、アフリカなどに関係する催事が度々開催されていた。

次に情報の最終消費者である地域商工業者への情報流通ルートをみてみると、最も重要な媒体は、やはり「月報」など逐次刊行物であった。東商「月報」でみると、対象地域では米国（16.2%）、英国（11.0%）、中国（10.8%）の情報量が多く、朝鮮、満洲など植民地（5.5%）の情報は意外に少ない。情報内容で見ると、通関措置（17.2%）、海運（10.2%）など欧州諸国の禁輸品目や航路の新設・変更情報が多い。ただし商工会議所の情報内容は当該地域の産業構造に規定された貿易特性を反映したものとなっていない。この点に商工会議所情報の限界が看取される。地域の多様な業種を会員とする商工会議所には多種多様な汎用性の高い情報を網羅的に提供する必要があった。しかし、これはどの業種の商工業者にとっても実用性の乏しい情報しか提供し得ないことを意味する。こうした「月報」を通じた二次情報の間接的流通ルートの限界を補完するため、商工会議所は地域商工業者の個別具体的な情報要求に対応する直接的な流通ルートを構築していた。具体的には特定商品の市況調査や内外取引商の紹介・仲介活動である。前者は管内の商工業者・同業団体からの委嘱を受け、海外を含めた管外の市況、取引業者など具体的な情報を調査、提供する

もので、同時に管外からの照会に対し管内市況や取引業者に関する情報提供を行っていた。例えば東商は1920年に国内取引6,031件、海外取引3,352件の調査委嘱を仲介している。また、1914年の大商では、管外からの調査委嘱3,289件、管内からの調査委嘱2,473件の仲介を確認でき、その内容は商取引、貿易、産業に関するものが中心であった。商工会議所は、こうした管内・外の具体的取引情報のターミナル機能を通じて、地域産業と国内・海外市場を結合する役割を果たしていた。また後者は取引希望を有する在外商に管内商工業者を直接に仲介する活動である。第一次大戦期には欧州諸国の戦時禁輸措置の影響から商品供給が途絶した地域の在外商が商工会議所に取引商との仲介を求めるケースが特に増大し、商工会議所も「我が貿易業者の乗すべき好機」として地域商工業者との直接的仲介活動を積極的に推進した。この他に商工会議所は商業・貿易関係書類の無料翻訳も行っていた。管内商工業者に外商取引を仲介しても、中小商工業者の多くは外国語の書類作成が困難であった。そのため商工会議所は無料で書類の起草・翻訳や外商の信用調査を代行した。多くの商工会議所は英語・中国語のみであったが、大商は加えて仏語・独語・露語・マレー語にも対応していた。これらの活動は、いずれも汎用性の高い商工会議所情報の限界を補完する情報の直接的流通ルートとみることができよう。

こうした情報フローは必然的に地域内外の経済情報を商工会議所に蓄積させる。商工会議所は、この蓄積された情報ストックを背景に各種の要求・建議活動を展開するとともに、それを活用するための調査・研究機関の設立も図った。東商の時局調査会設立(1917年)、中国貿易振興を目的として中国語および中国商慣習の実業教育も行う名商の支那研究部設立(1916年)、あるいは大商による私立大阪貿易語学校(1914年)、対支貿易調査委員会(1915年)、日華実業協会(1917年)、海外経済事情調査部(1920年)の設立などが相次いだ。また、関西商業会議所連合会も1916年に経済調査会を設立している。これら調査・研究・教育機関の設立もまた商工会議所による情報活動の一環と考えられよう。

商工会議所の海外経済情報ソースは、主に外務省・農商務省などの官制情報に依存するものであったが、同時に商工会議所は地域商工業者の直接的かつ具体的な情報ニーズに対応し得る固有のシステムも構築していた。こうした情報消費者である地域経済に直結した情報流通システムの存在は、商工会議所が地域経済と世界市場を連結するターミナル機能を果たし、海外市場情報を地域末端の中小商工業者へフィードバックする情報システムの中核であったことを示唆する。こうした点に鑑みれば、地域経済の発展に向けて商工会議所に課せられた重要な役割の一つが情報活動であったと指摘することができる。(須永徳武)

3. 税と商工会議所

明治期の税制改正運動の概要

商業会議所が行う税制に関する改正運動については、地域的な偏差はあるもののブルジョアジー共通の利害であり、経済団体として取り扱う重要な課題であった。設立間もない東京商業会議所が最初に取り組んだ税制改正運動は、「関税制度」改正問題として、1889(明治 22)年に『読売新聞』や『東京経済雑誌』などマスコミで主張された「輸出税全廃」運動であった。次いで、紡績業の発展に伴い 1893 年の綿花輸入関税、綿糸輸出関税撤廃運動が東京商業会議所が推進する「関税制度」廃止問題の中心となった。

日清戦後の軍備拡張による財政の膨張は、1895 年に「酒精営業税」、「取引所税」、1896 年に「営業税」を新設させる。同年には、綿花輸入関税と同様な「羊毛輸入関税」撤廃運動がある。

このような各種の税の新設による負担増は、一方で商業会議所の税制改革運動を先鋭化させるとともに、商業会議所の重要課題となった。

加えて、日露戦時財政を支える「非常時特別税法」は、地租、所得税、営業税、酒税、醤油税、砂糖消費税、鉱業税、取引所税、関税、印紙税の増徴と毛織物消費税および石油消費税の新設を伴っていた。1904 年 3 月全国商業会議所連合会は、この「戦時財政計画」が議会に上程されると、直ちに「反対」の請願をしている。次いで、全国商業会議所連合会は、日露戦争終結後の 1906 年 10 月に「税法改正」に関する調査および建議、1908 年 1 月から翌年にかけて、政府の第一次税制改革に対する全国的な反対運動を展開している。これらは、日露戦争後の商業会議所の活動を特色づけるものであった。

このような執拗をきわめた全国商業会議所連合会の税制反対運動は、「政府をして商業会議所に対して致命的ともいふべき会議所経費の強制徴収権を剥脱せしめたほどであった」⁷。これらの「税制反対運動」は執拗かつ果敢に戦われたわけである。

営業税と商業会議所

商業会議所および全国商業会議所連合会が、こうした「税」との関わり合いのなかで注目されてきたのは、半世紀近くにわたり戦われてきた「国税営業税反対運動」であったと

⁷ 永田正臣『明治期経済団体の研究』1967 年、日刊労働通信社、456 頁。

いえる。商業会議所と営業税に関する研究史については、江口圭一氏の『都市小ブルジョア運動史』が評価されてきた⁸。国税営業税と商業会議所との「関連性」を論じる場合は、こうした都市小ブルジョア層の社会運動史の側面だけでなく、より多面的な分析を通して、「営業税」の果たした役割について知る必要がある。

例えば、「商業会議所条例」(明治23年制定)下では、会議所会員の選挙・被選挙資格は所得税納税者が基準であったが(第5条、第6条)、「商業会議所法」成立以後では、議員の選挙・被選挙資格が主に国税営業税納税者と所得税納税者が基準となった(第9条、第12条)。「商業会議所条例」下の川越商業会議所定款第7条によれば、会員選挙人および被選挙人名簿⁹は町役場若しくは川越税務署備付け帳簿により調査・作成し、期間を限って公開(第8条)することになっていた¹⁰。加えて、「商業会議所法」下の商業会議所の会費徴収についても主に国税営業税額と所得税額を基準として徴収されるようになったため、会議所が営業税・所得税納付者などの動向を常に把握する必要があった¹¹。

これらのことから、営業税納税の議員選挙人名簿から地域商業会議所の特性を知る手だてとなること、経費徴収額から議員および議員選挙権者の階層性に迫ることができる。

また、このことと関連して、川越商業会議所「報告」によれば、地域における国税営業税納税者および県税営業税納税者の実態把握のため「農商務省商工局」から毎年「納税階級別」納税者の統計調査の依頼を下問され、これを受けて上申している。このことから、地域における会議所が納税者の実態を把握していたと思われる¹²。

また、川越町地域の国税営業税納税者申告について、川越実業組合同規約第12条「～行司

⁸ 江口圭一『都市小ブルジョア運動史の研究』1969年、未来社。

⁹ 例えば、会員選挙人・被選挙人名簿の一覧は「選挙有権者氏名」川越商業会議所『川越商業会議所第一回報告』1900年、10～14頁に掲出される。ただし税額はないが、職種は明記される。

¹⁰ 川越商工会議所『川越商工会議所五十年誌』1952年、82頁。

¹¹ 「議員選挙規定中変更認可申請書」および「議員選挙規定中変更認可指令書」川越商業会議所『川越商業会議所第六回報告』1904年、20～21頁。

¹² 「所得税及営業税納付者ニ関スル照会及回答」川越商業会議所『川越商業会議所第四回報告』1902年、19頁。および「営業税納額ニ関スル照会及回答」『川越商業会議所第五回報告』1903年、19頁。

ヲシテ各営業者ノ届書ヲ取纏メシメ各部内相互ノ比準ヲ査閲シタル上町役場及商業會議所ニ届書進達ニ関スル斡旋ヲ依頼スベシ」¹³と規定しており、国税営業税納税者申告にいたる過程の「査閲」についても、川越商業會議所が川越実業組合、川越町役場とともに深く関わっており、業務の一つとなっていたことを伺わせる。このような国税営業税の納税に至る過程を知ることは、一方で国税営業税の性格についても明らかにさせることができる。また、「営業収益税」の時代になっても「川越商工会議所」が、相変わらず「査閲」を行い納税に深く関わっていた資料も存在する。

このように、「全国商工会議所関係資料」所収の「月報」・「所報」などの機関誌は、「税制改正運動」のみならず、より多面的に「税と商業（工）會議所」の関連を解き明かす一助となる資料といえる。 (幸野保典)

¹³ 「川越実業組合同規約」『明治四十四年拾貳月改組関係書類 川越町実業組合』。